

2020年6月2日

お客様各位

販売元 株式会社アイラボ  
製造元 ピュアライフサポート合同会社

### 経済産業省及びNITEからの中間発表、各報道について

2020年5月29日、上記機関より次亜塩素酸に関する発表及び報道がありました。  
その件に関しまして、弊社の見解をお知らせいたします。

まず初めに、弊社といたしましては今回のような報道が出た事については、ある意味予想通りでした。年明けから間もなくして始まった新型コロナウイルスの影響でアルコールを始めとした除菌剤が不足する中で、ネット販売を中心に

- ・薬事法に反する表現
- ・成分表示、濃度、PH表示がない
- ・保存方法や使用期限が謳われていない
- ・消費者が誤解するような表現など、、、

次亜塩素酸の特性を理解せずに販売している業者が多数見受けられるようになったからです。今回の報道で、品質の悪いもの、正しく販売されていないものが市場から撤退するきっかけになればと思っています。

話を戻しますが、今回の中間発表は「現時点では有効性が確認されていない」というもので、有効性を否定しているものではなく、次回の報告を待つというものです。  
「有効性が確認されていない」＝「効かない」ではありません。

空間噴霧についてもNITEが試験をして危険性を警告しているという事実はありません。参考情報として掲載しているものも次亜塩素酸水溶液を特定した見解ではなく「消毒液」という大きなくくりでの注意喚起で、同じく掲載されている厚労省の注意でも当初「次亜塩素酸を含む消毒液の噴霧については」になっていたものが「次亜塩素酸ナトリウムに係る注意事項」であると追加修正されています。

※消毒液＝次亜塩素酸ナトリウムで次亜塩素酸水溶液は、まったくの別物です。

事故情報データベースに報告された2例については、メーカー名も薬剤名も濃度も確認しないまま掲載しており、薬剤の問題か使用方法の問題かも調べずに研究機関の分析もないまま、書き込みだけで「人体への実際の影響がある」と断定するかのような記載がされています。

WHOに指摘されるまでもなく、勘違いして次亜塩素酸ナトリウムを空間噴霧している人がいます。中国や韓国では重症者がでています。「次亜塩素酸水溶液」と「次亜塩素酸ナトリウム」はまったくの別ものです。

ファクトシートでいくつも引用されている福崎智司先生の「次亜塩素酸の科学-基礎と応用-」には、P91~P104「第7章 次亜塩素酸水溶液の超音波霧化による施設環境の殺菌」の章で「次亜塩素酸水は空間噴霧が有効であり人体にも安全である」(添付)と書かれています。

ここの部分だけファクトシート資料に引用されていないことが不思議です。

次亜塩素酸水(水溶液)は今に始まったものではなく、長年いろいろな除菌の場で活躍してきました。今回の報道では次亜塩素酸水(水溶液)が否定されるような印象を受けますが、各研究機関や大学などにおいて次亜塩素酸の研究が行われており、効果や安全性が認められています。

弊社で販売(レンタル)させていただいている次亜塩素酸専用超音波噴霧器のメーカーでもある(株)星光技研では、これまでの15年間で累計20万台超を生産・販売した実績があります。そして、現在まで健康被害の報告は無いそうです。

使用環境や条件によって違うので一概にはいえませんが、弊社でも第三者機関に依頼して除菌力の試験や安全性試験を行い問題がないことが確認されております。しかしながら今回の件でジアメリットの使用を不安に思っている方もおられると思いますので今後さらに安全性を中心とした検証試験を増やしていきたいと考えております。

「今回の報道をだすことによって、誰が得をするのか？」  
という視点でもう一度、考えてみてください。

国民の命が掛かり、生活が変わっていくこの非常事態においてさえも、業界の権利や自分たちの市場を守ろうとする団体や活動家の間違ったアピールや情報に惑わされることなく、賢明な判断をなされますよう、お願い申し上げます。